

Ⅶ 観 察 対

PartⅦ Range for

本報告書の観察対象は、次の表に示す範囲である。

		出 生	死 亡
地域範囲	昭和18年以前	沖縄を含む旧内地(樺太を除く)	
	昭和22～25年	北海道、本州、四国、九州に属する地域のうち、北海道根室支庁の一部、東京都小笠原	
	昭和26～47年	昭和26年12月5日以降：鹿児島県大島郡十島村北緯29度～30度(吐噶喇列島)を含む 昭和28年12月25日以降：同村北緯29度以南(奄美群島)を含む 昭和43年6月26日以降：東京都小笠原村を含む	
	昭和48年以降	沖縄を含む。したがって、北海道、本州、四国、九州に属する地域のうち、北海道根室	
観察対象の 地域的属性	昭和18年以前	出生の場所が前掲の地域にあるもの	死亡の場所が前掲の地域にあるもの
	昭和22～24年		
	昭和25、26年		
	昭和27年以降		
観察対象の 人的範囲	昭和18年以前	出生児の本籍が沖縄、樺太を含む旧内地にあるもの	死亡者の本籍が沖縄、樺太を含む旧内地にあるもの
	昭和22～57年	出生児の本籍が北海道(根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの (昭和54年から、出生子と表現を変えた)	死亡者の本籍が北海道(根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの
	昭和58～ 平成6年	出生子の本籍が北海道(昭和58年3月以前は根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの	死亡者の本籍が北海道(昭和58年3月以前は根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの
	平成7年以降		
観察期間	大正11年以前	各年1月1日から翌年3月31日までに届け出られたもののうち1月1日～同年12月31日	
	大正12年～ 昭和18年	各年1月1日から翌年1月31日までに届け出られたもののうち1月1日～同年12月31日	
	昭和22年	同年1月1日から12月31日までに届け出られたもののうち同年中に事件発生のもの	
	昭和23、24年	各年1月1日から翌年4月14日までに届け出られたもののうち1月1日～同年12月31日	
	昭和25～42年		
	昭和43～45年	各年1月1日から翌年2月14日までに届け出られたもののうち1月1日～同年12月31日	
	昭和46年以降	各年1月1日から翌年1月14日までに届け出られたもののうち1月1日～同年12月31日	
都道府県・ 市部-郡部等 の分類の基準	昭和18年以前	発生地に基づき各年1月1日現在の行政区画によって分類	
	昭和22～24年		
	昭和25、26年	出生当時の母親の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類	死亡当時の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類
	昭和27～42年 昭和43～46年	出生当時の子の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類	
	昭和47～53年	出生当時の子の住所に基づき届出当時の行政区画によって分類	死亡当時の住所に基づき届出当時の行政区画によって分類
	昭和54年以降	出生当時の子の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類	死亡当時の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類

象 の 範 囲

the observation

死 産	婚 姻	離 婚
支庁、島根県竹島、鹿児島県大島郡十島村北緯30度以南、沖縄全県を除く地域		
支庁の一部、島根県竹島を除く地域		
分娩の場所が前掲の地域にあるもの	届出当時の夫の住所。なお、婿養子縁組・入婿のときは届出当時の妻の住所。裁判上の離婚は訴訟提起者の住所が前掲の地域にあるもの	
	結婚式をあげた場所が前掲の地域にあるもの	離婚当時の夫の住所が前掲の地域にあるもの
	結婚式直前の夫の住所が前掲の地域にあるもの	
	届出当時の夫の住所が前掲の地域にあるもの	
母親の本籍が沖縄、樺太を含む旧内地にあるもの	夫妻双方又は夫妻のいずれか一方の本籍が沖縄、樺太を含む旧内地にあるもの	
母親の本籍が北海道(根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの	夫妻双方又は夫妻のいずれか一方の本籍が北海道(根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの	
母親の本籍が北海道(昭和58年3月以前は根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの	夫妻双方又は夫妻のいずれか一方の本籍が北海道(昭和58年3月以前は根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの	
父親又は母親の本籍が北海道、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの		
までの期間に事件発生のもの	各年1月1日から12月31日までの間に届け出られたもの	
までの期間に事件発生のもの		
までの期間に事件発生のもの		
までの期間に事件発生のもの	各年1月1日から12月31日までの間に届け出られたもの。ただし、調停、審判、判決による離婚は、各年1月1日から翌年4月14日までに届け出られたもののうち、各年1月1日から12月31日までの間に成立又は確定があったもの	
までの期間に事件発生のもの	各年1月1日から12月31日までの間に届け出られたもの。ただし、調停、審判、判決による離婚は、各年1月1日から翌年2月14日までに届け出られたもののうち、各年1月1日から12月31日までの間に成立又は確定があったもの	
までの期間に事件発生のもの	各年1月1日から12月31日までの間に届け出られたもの。ただし、調停、審判、和解、請求の認諾(平成16年3月以前は和解、請求の認諾を除く)、判決による離婚は、各年1月1日から翌年1月14日までに届け出られたもののうち、各年1月1日から12月31日までの間に成立又は確定があったもの	
	前掲の観察対象の地域的属性による夫又は妻の住所に基づき各年1月1日現在の行政区画によって分類	
	前掲の観察対象の地域的属性による挙式の場合に基づき各年1月1日現在の行政区画によって分類	
分娩当時の母親の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類	前掲の観察対象の地域的属性による夫又は妻の住所により届出当時の行政区画によって分類	
分娩当時の母親の住所に基づき届出当時の行政区画によって分類	前掲の観察対象の地域的属性による夫の住所により届出当時の行政区画によって分類	前掲の観察対象の地域的属性による夫妻の別居する前の住所により届出当時の行政区画によって分類
分娩当時の母親の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類		